

## 顎顔面口腔育成研究会 会則

### 第一章 総則

第1条 (名称) 本会は顎顔面口腔育成研究会 (The Japan Association of Cranio – Orofacial Growth Guidance: JACG) と称する。

第2条 (事務局) 本会の事務局は、下記に置く。

〒193-0935 東京都八王子市大船町 660 番地  
有限会社イオス  
FAX 050-3458-1914  
[secretari@iosinc.co.jp](mailto:secretari@iosinc.co.jp)

### 第二章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は以下の目的を定める。

1. 顎顔面領域の成長発育をより水平方向へと誘導することを目的とする。
2. 歯列の配列のみを主たる目的とはしない。
3. 本会は顎顔面及びその関連領域に関する基礎的ならびに臨床的研究の進歩発展をはかるとともに、会員相互の情報を交流し合い、親睦を深め、医療の進歩に貢献することを目的とする。

第4条 (事業) 本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 原則として年1回以上の学術集会を開催する。
2. 顎顔面口腔育成とその関連領域に関する研究資料の収集、他学会、研究会との学術的交流を行う。
3. 研究会の会誌を発行する。
4. 各種委員会を設置する。
5. その他目的を達成するための事業を行う。

### 第三章 会員

第5条 (種類)

本会の会員は個人会員と賛助会員がある。個人会員は本会の趣旨に賛同する個人で、所定の手続きを経て入会し、各種事業に参加する。賛助会員は本会の趣旨に賛同する団体または個人で、所定の手続きを経て入会し、各種事業に参加する。

第6条 (会費)

会員となるには所定の入会申し込み用紙に必要事項を記入し事務局に申し込む。なお、入会金は1000円とし、会費は年ごとの振り込みとする。個人会員である医師・歯科医師の年会費は10,000円とし、歯科技工士、歯科衛生士その他医療従事者の年会費は5,000円とする。また、賛助会員の年会費は一口10,000円とする。年会費を納入した会員には当該年度の会誌を送付する。

第7条 (資格喪失ならびに退会) 会員が以下に定める場合に会員資格を喪失または退会となる

1. 退会の意思を表明した時
2. 2年以上会費を滞納した時
3. 禁治産または準禁治産の宣告を受けた時
4. 死亡または失踪宣告を受けた時
5. 総会の議決をもって除名勧告を受けた時

#### 第四章 (役員)

第8条 本会には下記の役員を置く。

会長 (理事長)	1名
副会長 (副理事長)	1名
理事	5名
監事	2名
その他委員会	若干名

任期は1期2年として3月末日をもって任期満了とする。役員は会員の中から選任され、任期満了後に再任するのは妨げない。但し会長としての任期は2期までとする。なお、本会は顧問ならびに監事を置くことができる。

#### 第五章 (運営)

第9条 (理事会)

1. 本会は必要に応じて理事を招集し、理事会は年2回以上開催する。
2. 理事会には会長、副会長、理事の2/3以上の出席をもって開催し、運営事案について審議する。
3. 理事は会計、学術、広報、渉外などの業務を分担する。

第10条 (会長及びその他の役職)

1. 会長は理事の中から選任され、理事会において理事の過半数をもって選定し、これを委嘱する。
2. 会長は理事の中から、副会長および会務の担当者を任命する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない時には、それを代行する。

第11条 (会計事務)

本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。財務は会計業務として行い、財産は会計理事が管理する。事務的事項の処理は理事が業務を分担し、事務局が遂行できる。

年次報告は役員会において報告を行い、収支決算、財産目録(会費等)などは事務局がこれを管理する。

第 12 条 (会則)

本会則は理事の 1/2 以上の賛成により変更できる。

第六章 (付則)

第 13 条 (施行) 本会則は 2012 年 10 月 1 日から施行する。

--- 平成 26 年 1 月 6 日	一部改訂	---
--- 平成 27 年 12 月 7 日	一部改訂	---
--- 平成 28 年 3 月 14 日	一部改訂	---